

令和4年 第18回 福岡市東区選挙管理委員会

11月17日（木）

【 議 題 】

- 1 議案第87号 福岡市長選挙における期日前投票所の投票管理者の職務代理者の変更に係る専決処分の承認を求めることについて
- 2 議案第88号 福岡市長選挙における投票立会人の変更について
- 3 議案第89号 福岡市長選挙における投票管理者の職務代理者の変更について
- 4 議案第90号 福岡市長選挙における開票立会人の決定について
- 5 議案第91号 福岡市長選挙における開票立会人の選任について

< 次 回 >

委員会 令和4年11月20日（日）午前10時00分～

議案第 87 号

福岡市長選挙における期日前投票所の投票管理者の職務代理者の変更に
係る専決処分の承認を求めることについて

地方自治法施行令第 137 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分した
ので、同条第 2 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和 4 年 11 月 17 日

福岡市東区選挙管理委員会
委員長 渡辺 裕 江

(根 拠)

・議決 地方自治法施行令第 137 条第 1 項及び第 2 項の規定による。

第百三十七条

選挙管理委員会が成立しないとき、委員会を招集する暇がないと認めると
き、(略)委員長は、委員会の議決すべき事件を処分することができる。

2 前項の規定による処分については、委員長は、次の会議においてこれ
を委員会に報告し、その承認を求めなければならない。

専決第9号

福岡市長選挙における期日前投票所の投票管理者の職務代理者の変更に
ついて

令和4年11月20日執行の福岡市長選挙における東区の期日前投票所の投票
管理者の職務代理者を次のように変更する必要が生じたが、急施を要し、委員会
を招集する暇がないので、地方自治法施行令第137条第1項の規定により、次
のとおり専決処分する。

令和4年11月11日

福岡市東区選挙管理委員会
委員長 渡辺 裕江

解任する者及び新たに選任する者
なみきスクエア1階交流ロビー
投票管理者の職務代理者

| 職務を行う日 | 解任する者 | | 新たに選任する者 | |
|------------|--------|-------|----------|-------|
| | 住所 | 氏名 | 住所 | 氏名 |
| 令和4年11月13日 | 福岡市中央区 | 兵藤 聖志 | 福岡市博多区 | 山浦 真弓 |

(根拠)

- ・専決処分 地方自治法施行令第137条第1項の規定による。
- ・議決 公職選挙法施行令第24条第1項の規定による。
- ・告示 公職選挙法施行令第25条の規定による。

地方自治法施行令

第百三十七条第一項

選挙管理委員会が成立しないとき、委員会を招集する暇がないと認めると
き、又は地方自治法第百八十九条第二項の規定による除斥のため同条第三項
の規定により臨時に補充員を委員に充ててもなお会議を開くことができない
ときは、委員長は、委員会の議決すべき事件を処分することができる。

公職選挙法施行令

第二十四条（投票管理者の職務代理者又は職務管掌者の選任）

市町村の選挙管理委員会は、投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を、選挙権を有する者の中から、あらかじめ選任しておかなければならない。

第二十五条(表示及び訂正等)

市町村の選挙管理委員会は、法第三十七条第二項又は前条第一項の規定により投票管理者又はその職務を代理すべき者を選任した場合には、直ちにその者の住所及び氏名(略)を告示しなければならない。

議案第 88 号

福岡市長選挙における投票立会人の変更について

令和 4 年 11 月 20 日執行の福岡市長選挙における東区の投票区の投票立会人を次のように変更する。

令和 4 年 11 月 17 日

福岡市東区選挙管理委員会
委員長 渡辺 裕 江

別紙のとおり

(根拠)

・議決 公職選挙法第 38 条第 1 項の規程による。

第三十八条 市町村の選挙管理委員会は、各選挙ごとに、選挙権を有する者の中から、本人の承諾を得て、二人以上五人以下の投票立会人を選任し、その選挙の期日前三日までに、本人に通知しなければならない。

令和4年11月20日執行 福岡市長選挙 投票立会人変更一覧

1 解任する者

| 投票区 | 立会時間 | 住 所 | 氏 名 | 党 派 |
|-------|---------------------|-------|------|-----|
| 美和台第二 | 午前7時00分～ 午後1時30分 | 福岡市東区 | 辻 敏昭 | 無所属 |
| 照葉第二 | 午後1時30分～ 午後8時00分 | 福岡市東区 | 小山 充 | 無所属 |

2 選任する者

| 投票区 | 立会時間 | 住 所 | 氏 名 | 党 派 |
|-------|---------------------|-------|-------|-----|
| 美和台第二 | 午前7時00分～ 午後1時30分 | 福岡市東区 | 木藤 孝祐 | 無所属 |
| 照葉第二 | 午後1時30分～ 午後8時00分 | 福岡市東区 | 岩本 雅弘 | 無所属 |

議案第 89 号

福岡市長選挙における投票管理者の職務代理者の変更について

令和 4 年 11 月 20 日執行の福岡市長選挙における東区の投票区の投票管理者の職務代理者を次のように変更する。

令和 4 年 11 月 17 日

福岡市東区選挙管理委員会
委員長 渡辺 裕江

投票管理者の職務代理者のうち、変更する者

投票管理者の職務代理者

| 投票区 | 解任する者 | | 新たに選任する者 | |
|-------|-------|--------|----------|-------|
| | 住 所 | 氏 名 | 住 所 | 氏 名 |
| 千 早 西 | 春日市 | 河津 三保樹 | 福岡市早良区 | 大戸 詩織 |

(根拠)

- ・ 議決 公職選挙法施行令 24 条第 1 項の規定による。
- ・ 告示 公職選挙法施行令第 25 条の規定による。

公職選挙法施行令

第二十四条 (投票管理者の職務代理者又は職務管掌者の選任)

市町村の選挙管理委員会は、投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を、選挙権を有する者の中から、あらかじめ選任しておかなければならない。

第二十五条 (投票管理者又はその職務代理者の氏名等の告示)

市町村の選挙管理委員会は、法第三十七条第二項又は前条第一項の規定により投票管理者又はその職務を代理すべき者を選任した場合には、直ちにその者の住所及び氏名 (二人以上の投票管理者又は二人以上の投票管理者の職務を代理すべき者に交替して職務を行わせることとしたときは、これらの者の住所及び氏名並びにこれらの者が職務を行うべき時間) を告示しなければならない。ただし、住所の全部の告示に支障があると認めるときは、当該住所の一部の告示をもって当該住所の全部の告示に代えることができる。

議案第 90 号

福岡市長選挙における開票立会人の決定について

令和 4 年 11 月 20 日執行の福岡市長選挙につき、東区開票区において候補者から開票立会人となるべき者として届出のあった者のうち、次の者を開票立会人に決定する。

令和 4 年 11 月 17 日

福岡市東区選挙管理委員会
委員長 渡辺 裕 江

別紙のとおり

(根拠)

・議決 公職選挙法第 62 条第 2 項及び第 4 項の規定による。

第六十二条

公職の候補者(衆議院小選挙区選出議員の選挙にあつては候補者届出政党(第八十六条第一項又は第八項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。以下同じ。))及び公職の候補者(候補者届出政党の届出に係るものを除く。)、衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては衆議院名簿届出政党等、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては参議院名簿届出政党等)は、当該選挙の開票区ごとに、当該開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の選挙人名簿に登録された者の中から、本人の承諾を得て、開票立会人となるべき者一人を定め、その選挙の期日前三日までに、市町村の選挙管理委員会に届け出ることができる。ただし、同一人を当該選挙の他の開票区における開票立会人となるべき者及び当該選挙と同じ日に行われるべき他の選挙における開票立会人となるべき者として届け出ることはいできない。

- 2 前項の規定により届出のあった者(次の各号に掲げる事由が生じたときは、当該各号に定めるものの届出に係る者を除く。以下この条において同じ。)が、十人を超えないときは直ちにその者をもつて開票立会人とし、十人を超えるときは届出のあった者の中から市町村の選挙管理委員会がくじで定めた者十人をもつて開票立会人としなければならない。
- 一 公職の候補者(候補者届出政党の届出に係るものを除く。以下この号において同じ。)が死亡したとき、第八十六条第九項若しくは第八十六条の四第九項の規定により公職の候補者の届出が却下されたとき又は第八十六条第十二項若しくは第八十六条の四第十項の規定により公職の候補者がその候補者たることを辞したとき(第九十一条第二項又は第百三条第四項の規定によりその候補者たることを辞したものとみなされる場合を含む。) 当該公職の候補者

- 二 候補者届出政党の届出に係る候補者が死亡したとき、第八十六条第九項の規定により候補者届出政党がした候補者の届出が却下されたとき又は同条第十一項の規定により候補者届出政党が候補者の届出を取り下げたとき(第九十一条第一項又は第百三条第四項の規定により公職の候補者の届出が取り下げられたものとみなされる場合を含む。) 当該候補者届出政党

省略

- 4 第一項の規定により届出のあつた者で同一の政党その他の政治団体に属する公職の候補者の届出にかかるものが三人以上あるときは、第二項の規定にかかわらず、その者の中で市町村の選挙管理委員会がくじで定めた者二人以外の者は、開票立会人となることができない。

議案第 91 号

福岡市長選挙における開票立会人の選任について

令和 4 年 11 月 20 日執行の福岡市長選挙につき、東区開票区において候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が 3 人に達しないため、次の者を開票立会人に選任する。

令和 4 年 11 月 17 日

福岡市東区選挙管理委員会
委員長 渡辺 裕江

別紙のとおり

(根拠)

・議決 公職選挙法第 62 条第 9 項の規定による。

第六十二条 公職の候補者(衆議院小選挙区選出議員の選挙にあつては候補者届出政党(第八十六条第一項又は第八項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。以下同じ。)及び公職の候補者(候補者届出政党の届出に係るものを除く。)、衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては衆議院名簿届出政党等、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては参議院名簿届出政党等)は、当該選挙の開票区ごとに、当該開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の選挙人名簿に登録された者の中から、本人の承諾を得て、開票立会人となるべき者一人を定め、その選挙の期日前三日までに、市町村の選挙管理委員会に届け出ることができる。ただし、同一人を当該選挙の他の開票区における開票立会人となるべき者及び当該選挙と同じ日に行われるべき他の選挙における開票立会人となるべき者として届け出ることとはできない。

2 前項の規定により届出のあった者(次の各号に掲げる事由が生じたときは、当該各号に定めるものの届出に係る者を除く。以下この条において同じ。)が、十人を超えないときは直ちにその者をもつて開票立会人とし、十人を超えるときは届出のあった者の中から市町村の選挙管理委員会がくじで定めた者十人をもつて開票立会人としなければならない。

一 公職の候補者(候補者届出政党の届出に係るものを除く。以下この号において同じ。)が死亡したとき、第八十六条第九項若しくは第八十六条の四第九項の規定により公職の候補者の届出が却下されたとき又は第八十六条第十二

項若しくは第八十六条の四第十項の規定により公職の候補者がその候補者たることを辞したとき(第九十一条第二項又は第百三条第四項の規定によりその候補者たることを辞したものとみなされる場合を含む。) 当該公職の候補者

- 二 候補者届出政党の届出に係る候補者が死亡したとき、第八十六条第九項の規定により候補者届出政党がした候補者の届出が却下されたとき又は同条第十一项の規定により候補者届出政党が候補者の届出を取り下げたとき(第九十一条第一項又は第百三条第四項の規定により公職の候補者の届出が取り下げられたものとみなされる場合を含む。) 当該候補者届出政党

省略

- 9 第二項の規定による開票立会人が三人に達しないとき又は開票立会人が選挙の期日の前日までに三人に達しなくなつたときは市町村の選挙管理委員会において、開票立会人が選挙の期日以後に三人に達しなくなつたとき又は開票立会人で参会する者が開票所を開くべき時刻になつても三人に達しないとき若しくはその後三人に達しなくなつたときは開票管理者において、その開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の選挙人名簿に登録された者の中から三人に達するまでの開票立会人を選任し、直ちにこれを本人に通知し、開票に立ち会わせなければならない。ただし、同項の規定による開票立会人を届け出た公職の候補者の属する政党その他の政治団体、同項の規定による開票立会人を届け出た候補者届出政党、衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等又は市町村の選挙管理委員会若しくは開票管理者の選任した開票立会人の属する政党その他の政治団体と同一の政党その他の政治団体に属する者を当該公職の候補者、候補者届出政党、衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等の届出に係る開票立会人又は市町村の選挙管理委員会若しくは開票管理者の選任に係る開票立会人と通じて三人以上選任することができない。

令和4年11月20日執行 福岡市長選挙 東区開票所開票立会人一覧

| 開 票 立 会 人 | | | | | 届 出 政 党 ・ 候 補 者 | |
|------------|-------|-----------|-------|--------------------------|-------------------------------------|-----------|
| 受 付 番 号 | 氏 名 | ふりがな | 住 所 | 選 挙 人 名 簿 抄 本 頁 - 番 号 | 候 補 者 届 出 政 党 名 ま た は 所 属 党 派 | 候 補 者 氏 名 |
| － | 平井 幸雄 | ひらい ゆきお | 八田一丁目 | 20-079-17 | 無所属 | 委員会選任 |
| － | 荒木 賢市 | あらかき けんいち | 青葉七丁目 | 21-263-08 | 無所属 | 委員会選任 |